

特集 3

消防用設備等点検報告制度と 現状について



仙台市消防局 規制指導課 指導係
及川 卓 氏

只今、ご紹介いただきました仙台市消防局規制指導課指導係から参りました及川と申します。本日はどうぞ宜しくお願いします。

私からは建物に設置されている消防用設備の点検報告制度と現状について、手短にお伝えいたします。

消防用設備とは建物に設置されている消火器やスプリンクラー設備、自動火災報知設備や誘導灯等の総称で、火災から建物の利用者を守る非常に重要な設備です。それゆえ、消防法によって、建物の用途や規模などに応じて『設置する義務』が定められています。また、これらの設備は当然ながら、常に正常な状態で作動しなければなりませんので、『定期的な点検を行うことと、点検した結果について消防署へ報告しなければならない義務』も消防法で定められています。この点十分ご留意の上、法令違反とならないよう適正な維持管理に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、消防用設備の点検と報告はどれぐらいの頻度で実施すれば法令違反にならないのでしょうか。資料1をご覧ください。

点検の種類は2つあります。主として外観の



目視点検などを行う「機能点検」と、実際に作動させたり、専用の試験機などを使用して点検を行う、「総合点検」となります。「機能点検」は6ヶ月に1回、「総合点検」は1年に1回定期的に行い、その結果を記録しておく必要があります。次に資料2をご覧ください。

点検を行ったならば、その結果について、管轄の消防署長あて報告しなければなりません。建物の用途に応じて頻度が異なりますので注意が必要です。物販店舗や飲食店等の不特定のお客さんを集客するような建物は1年に1回、事務所や共同住宅等の限られた人のみ使用するような建物については、3年に1回の報告が義務付けられています。

点検は、基本的に国家資格である消防設備士免状を有する者による点検が必要となりますが、新たに購入後5年未満までの消火器など、条件によっては資格を有せずに点検できる場合も、一部ありますので、ご不明な点がございましたら、管轄の消防署へお問い合わせ願います。

点検の結果、不良個所があった場合は、正常に消防用設備を使用できるよう改修しなければなりません。

また、消防用設備の点検結果を報告しない場合や、虚偽の報告した場合については、罰則も設けられておりますので、建物を管理されている方は、忘れずに消防用設備の点検を実施し、消防署へ報告していただきますようお願いいたします。

続いて、仙台市内の消防用設備点検報告の現

状を見ていきましょう。資料3をご覧ください。令和4年度の政令市別消防用設備の点検報告率を表したものです。仙台市の点検報告率は58.6%と残念ながら他の政令市に比較して低い数値となっておりますが、資料4の上のグラフを見ていただきますと、平成30年度から徐々に点検報告率が上昇してきたことが分かります。

また、その下のグラフをご覧ください。点検報告率を延べ面積1,000㎡未満と1,000㎡以上に分けて、比較したものです。このグラフから、1,000㎡未満の比較的小規模な建物からの報告率が低いという状況が読み取れます。実はこのグラフから読み取れませんが、中でも共同住宅からの点検報告率が低い状況となっております。

点検報告がされていない建物の関係者からは、「壊れていないから大丈夫」という声をよく聞くのですが、外観からでは判断できない場合があります。また、「点検はしたけど、報告を忘れていた。」「報告に行く時間が無い」等の声もよく聞きますが、法令違反となってしまいますので、建物関係者の方々には、今回お話しした点検報

告制度の重要性を理解した上で、建物と消防用設備の維持管理を徹底していただきますようお願いいたします。

令和5年度から火災予防関係に関する手続きの電子化を開始しました。今までは、管轄消防署の窓口まで行って、書類を提出していただいておりましたが、電子化により消防署に行くことなくインターネット上でいつでもどこでも簡単に届出が可能となっております。点検は実施したけど忙しくて消防署に届出ができていないという方も電子申請を利用すれば、消防署に行くことなく、報告ができます。また、消防用設備の点検以外にも防火管理者の選任届や消防訓練の報告書等も電子申請が可能ですので、機会がありましたら、是非ご活用下さい。

最後になりますが、消防用設備の維持管理は建物を利用する方々を火災から守る有効なものでございます。引続き、建物関係者の方々のご理解とご協力をいただきながら、仙台市の火災予防を推進して参りたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いします。

